



JASDAQ

平成 28 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 イリソ 電 子 工 業 株 式 有 限 公 司
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 由 木 幾 夫
役 職 氏 名
(ジャスダック コード番号:6908)
取 締 役
問 い 合 せ 先 執 行 役 員 大 江 憲 一
管 理 本 部 長
電 話 番 号 0 4 5 - 4 7 8 - 3 1 1 1 (代 表)

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 16 日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関する、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部又は市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達及び株式売出しの背景と目的】

当社は、「イリソらしさ」を出せる、高品質で、お客様に満足いただける製品を最適な市場に供給するという考え方を基本に、電装化、安全、環境への取り組みが加速する車載市場、IoT(*1)を活用した新生産方式を取り入れたコンシューマー市場(*2)やインダストリアル市場(*3)に向けて、他社にはない独自のコネクタ製品を提供することを基本として、グローバルに事業展開しています。

主力市場である車載分野では、カーエレクトロニクスの進展と同時に、環境に配慮した EV/HEV 車(*4)の飛躍的な伸びに伴い、モーター駆動系が増加していくことが予想されます。その結果、パワートレイン(*5)の電装化が進展し、信頼性の高いコネクタの需要が高まってまいります。当社は、こうした自動車を取り巻く環境の変化にいち早く対応し、業界随一のバリエーションを誇る「フローティング BtoB」コネクタ(*6)をより進化させて、新たな接続技術を駆使した世界初の製品「Z-Move」(*7)を昨年、開発発売し、当該製品は HEV 車のモーター駆動系に搭載され、当社がグローバル展開を加速していく中での核となる製品の 1 つとなっております。

同時に、今後の車載分野では、衝突防止、自動運転等安全関連機器装備の拡大が見込まれます。こうした安全系分野においても、ADAS(*8)の拡大によるミリ波レーダ(*9)や車載カメラ向けに、イリソ独自のコネクタの採用の拡大などビジネスチャンスが広がっており、この分野への攻略を加速してまいります。

このように、車載市場でも新たな伸びる市場が創出されており、この新しい分野でイリソの強みを発揮し、事業拡大を強力に推進してまいります。

また、産業機器分野は、車載市場に次ぐ第二の柱として位置付けており、Industry 4.0(*10)に代表される IoT を駆使した新しい生産方式でロボット組立が増加していく中で、このロボット組立に適した当社の戦略製品である「フローティング BtoB」コネクタ、「Auto I-Lock」コネクタ(*11)や 2 点接点(*12)などの新技術を取り入れた次世代コネクタは、接続の信頼性を高め、お客様の生産の効率化に寄与する製品として、新市場開拓とグローバルでの拡販を推し進めるものであります。

更に投資の面では、これまで、「顧客価値を創造する真のグローバル企業」の実現のため、茨城工場

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

の部品棟新設、ベトナム工場の生産体制の増強、フィリピン工場の増設や上海工場の合理化投資を進めてまいりました。今後は、従来にも増して新製品開発投資の拡大と生産拠点の拡充をはかるための新工場の新設など、将来の事業拡大を目的とした投資を積極的に拡大してまいります。

当社は、平成 28 年 12 月に設立 50 周年という大きな節目を迎えます。グローバル経済がますます多様化していく中で、上記の伸びる市場を攻略し、さらなる高性能な新製品開発とグローバル展開により事業基盤の強化を図り、中長期に亘り成長することで、コネクタ業界において世界上位 10 社に入ることを目指し、存在感のある「顧客価値を創造する 100 年企業」に向けて邁進してまいります。

今般、新たな投資家層の拡大と株式流動性の向上を図るため、自己株式処分及び株式売出しを実施することを決定し、これにより得た資金は、今後の事業拡大を目的とした現在計画中のメキシコでの新規工場設立等に充当する予定であります。本調達資金によって、グローバルなニーズに対応できる高付加価値製品の開発能力と供給能力を高め、より強固な収益基盤を確立することで、企業価値向上につなげてまいります。

【注】

(*1)IoT:Internet of Things の略。建物、電化製品、自動車、医療機器、産業機器など、パソコンやサーバーといったコンピュータ以外の多種多様な「モノ」がインターネットを通じて接続され、ビッグデータの活用により、モニタリングやコントロールを可能にして、相互に制御する仕組みを作り上げるもの。

(*2)コンシューマー市場:一般消費者向けの市場。当社の現在のアプリケーションでは、ゲーム機向け、デジカメ向け、等。

(*3)インダストリアル市場:産業機器向けの市場。当社の現在のアプリケーションでは、FA 機器分野、通信機器分野、医療機器分野、等。

(*4)EV/HEV 車:EV は、Electric Vehicle の略で、電気自動車のこと指す。HEV は、Hybrid Electric Vehicle の略で、内燃機関(エンジン)と電動モーターの併用による自動車をいう。

(*5)パワートレイン:エンジン・モーター等の動力源で作られた動力を車輪等の駆動系に伝える装置のこと。EV/HEV 車では、モーター、インバータ、バッテリー等があげられる。

(*6)「フローティング BtoB」コネクタ:コネクタの嵌合の際、接点部分が動かず、オス・メスコネクタ同士が可動するコネクタ。耐振動性が高く、基板の位置ずれ吸収に効果がある(当社登録商標)。

(*7)「Z-Move」:接点が固定されたまま、X 軸、Y 軸だけでなく嵌合方向(Z 軸)にも可動する耐振動性、耐衝撃性に優れたコネクタ(当社登録商標)。

(*8)ADAS:Advanced Driver Assistance System の略で、先進運転支援システムなどと訳す。事故などの可能性を事前に回避するシステムで、自動車に搭載されたカメラ等のセンサーで、周囲の人や物体を認識し、衝突防止や適度な車間距離を保つなどドライバーを支援するシステム。

(*9)ミリ波レーダー:波長がミリメートル単位での電波を用いて 100m 程度の範囲の状況を探知可能なレーダーシステムのこと。

(*10)Industry4.0:第四次産業革命とも言われ、ドイツ政府が推進する、製造業を高度化する革新的な取組み。IoT を駆使し、高度にデジタル化することで、最適な生産方式に変え、製造コストを大幅に削減することを主眼に置いた取組みである。

(*11)「Auto I-Lock」コネクタ: FPC(フレキシブルプリント回路基板)/FFC(フレキシブルフラットケーブル)の挿入と同時にロックがかかるイリソ独自のロック方式のコネクタ(当社登録商標)。

(*12) 2点接点:接点が直列に並んだ2接点構造で、浮遊物や飛散したフラックスの異物の除去機能やどちらか一方の接点が異物に乗り上げても、もう一方の接点にて接触する機能を有する接触信頼性が高いコネクタ。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分(一般募集)

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 310,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 28 年 5 月 23 日(月)から平成 28 年 5 月 25 日(水)までの間のいずれかの日(以下「処分価格等決定日」という。)に決定する。 |
| (3) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。 |
| (4) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (5) 申込期間 | 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (6) 払込期日 | 平成 28 年 6 月 1 日(水) |
| (7) 申込株数単位 | 100 株 |
| (8) 払込金額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 由木幾夫に一任する。 | |
| (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 300,000 株 |
| (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | 佐藤 定雄 170,000 株
佐藤 三郎 100,000 株
有限会社エス・エフ・シー 30,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格(募集価格)と同一とする。) |
| (4) 売 出 方 法 | 売出しとし、みずほ証券株式会社(以下「売出しにおける引受人」という。)に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額(売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額)を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。 |
| (5) 申 込 期 間 | 一般募集における申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 平成 28 年 6 月 2 日(木) |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 由木 幾夫に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受による売出しも中止する。

3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1. をご参照)

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 90,000 株
 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から90,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成28年6月2日(木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 由木 幾夫に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による自己株式の処分(後記<ご参考>1. をご参照)

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 90,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (4) 申込期間(申込期日) 平成28年6月22日(水)
- (5) 払 込 期 日 平成28年6月23日(木)
- (6) 申 込 株 数 単 位 100株
- (7) 上記(4)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 由木 幾夫に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による自己株式の処分も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集及び「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 90,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、90,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成 28 年 5 月 16 日（月）開催の取締役会において、前記「4. 第三者割当による自己株式の処分」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 90,000 株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当自己株式処分」という。）を、平成 28 年 6 月 23 日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 28 年 6 月 20 日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、または処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

- | | | |
|---------------------------|-----------|----------------------|
| (1) 現在の自己株式数 | 846,215 株 | （平成 28 年 5 月 16 日現在） |
| (2) 一般募集による処分株式数 | 310,000 株 | |
| (3) 一般募集後の自己株式数 | 536,215 株 | |
| (4) 本件第三者割当自己株式処分による処分株式数 | 90,000 株 | （注） |
| (5) 本件第三者割当自己株式処分後の自己株式数 | 446,215 株 | （注） |
- （注）前記「4. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当による自己株式の処分に係る手取概算額合計上限1,674,460,000円について、全額を在外子会社への投融資資金に充当する予定です。具体的には、1,317百万円を平成30年3月期末までにメキシコ工場の新設のための設備投資資金に、残額を平成29年3月期末までに上海工場における生産能力維持・向上のための設備投資資金に充当する予定であります。

また、上記手取金は、具体的な充当期までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、当社グループの主な設備投資計画については、平成28年5月16日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
当社	本社・茨城工場他 (横浜市港北区・茨城県常陸大宮市他)	日本	コネクタの 生産設備等	4,691	—	自己資金	平成28年 4月	平成29年 3月
	茨城工場 (茨城県常陸大宮市)		工場改修	207	—	同上	平成28年 5月	同上
上海意力速電子工業 有限公司	本社工場 (中華人民共和国上海 市)	アジア	コネクタの 生産設備等	1,218	—	同上	平成28年 4月	同上
			工場増築・ 土地	680	—	自己資金及 び自己株式 処分資金	平成29年 3月	平成30年 3月
IRISO ELECTRONICS PHILIPPINES, INC.	本社工場 (フィリピン共和国 キャピテ市)	アジア	コネクタの 生産設備等	530	—	自己資金	平成28年 4月	平成29年 3月
IRISO ELECTRONICS VIETNAM CO., LTD.	本社工場 (ベトナム社会主義 共和国ハイズン省)	アジア	コネクタの 生産設備等	710	—	同上	同上	同上
Iriso Electronics Mexico S.A de C.V.	本社工場 (メキシコ合衆国)	北米	工場建築・ 土地	1,317	—	自己株式処 分資金	平成28年 6月	平成29年 6月

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することで、開発能力と供給能力の向上及び収益基盤の強化を通じ、当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元を行うことを経営の重要政策と認識し、業績、経営環境並びに中長期的な財務体質の強化を勘案して配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、コスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術開発・製造体制を強化し、更には、グローバル戦略の展開を図るために有効活用することを基本方針としております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成28年 3月期
1株当たり 連結当期純利益	160.83円	384.37円	442.87円	353.46円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	20.00円 (0円)	40.00円 (0円)	60.00円 (0円)	60.00円 (0円)
実績連結配当性向	12.4%	10.4%	13.5%	17.0%
自己資本 連結当期純利益率	8.0%	16.1%	14.9%	10.5%
連結純資産配当率	1.0%	1.7%	2.0%	1.8%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 平成28年3月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査を終了していないため、未監査の連結財務諸表に基づいております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始 値	1,908円	5,600円	8,420円	5,510円
高 値	5,590円	9,080円	8,990円	6,160円
安 値	1,695円	4,285円	4,160円	4,565円
終 値	5,570円	8,420円	5,580円	5,980円
株価収益率	14.49倍	19.01倍	15.79倍	—

- (注) 1. 平成25年7月16日に株式会社大阪証券取引所の現物市場が株式会社東京証券取引所の現物市場に統合されたため、株価は平成25年7月15日までは株式会社大阪証券取引所、平成25年7月16日以降は株式会社東京証券取引所におけるものであります。
2. 平成29年3月期の株価については、平成28年5月13日(金)現在で表示しております。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額（平成28年3月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておりません。）で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である佐藤 定雄、佐藤 三郎及び有限会社エス・エフ・シーは、みずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当自己株式処分、株式分割等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であつてもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出席出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。